新旧対照表　　（関税法基本通達）

新

第２章　関税の確定、納付、徴収及び還付

第１節　通則

（協定税率を適用する国）

3－3　法第３条ただし書((条約による特別規定))の規定に基づき、協定税率（引下税率に限る。以下同じ。）を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表　　（17.3.31 現在）

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
（アジア州）			
（省略）			
カンボジア		○	
（省略）			
ネパール		○	
（省略）			

第２節　申告納税方式による関税の確定

（通関業者による代理申告）

7－2　通関業者が輸入者の代理人として納税申告を行う場合の取扱いは、次による。

(1)　通関業者が、輸入者の代理人として納税申告を行うときは、輸入（納税）申告書等（「輸入（納税）申告書」（Ｃ－5020 又はＣ－5025－1）又は特例申告書（後記 7－2－1（特例申告の方法）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の「輸入者」欄に輸入者の住所、氏名及び電話番号を記載の上、押印させる。

(2)及び(3)　（省略）

（特定申告を除く納税申告の方法）

7－4　納税申告（特例申告（法第７条の２第２項（(申告の特例)）に規定する

旧

第２章　関税の確定、納付、徴収及び還付

第１節　通則

（協定税率を適用する国）

3－3　法第３条ただし書((条約による特別規定))の規定に基づき、協定税率（引下税率に限る。以下同じ。）を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表　　（16.3.31 現在）

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
（アジア州）			
（同左）			
カンボジア			○
（同左）			
ネパール	○		
（同左）			

第２節　申告納税方式による関税の確定

（通関業者による代理申告）

7－2　通関業者が輸入者の代理人として納税申告を行う場合の取扱いは、次による。

(1)　通関業者が、輸入者の代理人として納税申告を行うときは、輸入（納税）申告書等（「輸入（納税）申告書」（Ｃ－5020）又は特例申告書（後記 7－2－1（特例申告の方法）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の「輸入者」欄に輸入者の住所、氏名及び電話番号を記載の上、押印させる。

(2)及び(3)　（同左）

（特定申告を除く納税申告の方法）

7－4　納税申告（特例申告（法第７条の２第２項（(申告の特例)）に規定する

新	旧
特例申告をいう。以下同じ）を除く。は、令第４条第１項（(納税申告書の記載事項)）に規定する事項を記載した「輸入（納税）申告書」（Ｃ－5020）又は「輸入（納税）申告書」（Ｃ－5025－１及びＣ－5025－２）３通（原本、許可書用、統計用）（「財務省の計算証明に関する指定について」（平成４年10月会計検査院長訓令４検第412号）第３章第４の(8)（(関税及び税関の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定)）の規定に該当する場合及び石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第15条（(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)）の規定による承認を受けた者に係る原油等の輸入申告の際には、それぞれ１通を加える。）を税関に提出することにより行わせるが、その申告が法第９条の２第１項及び第２項に規定する納期限の延長に係るものである場合にあつては、当該申告書に納期限延長に係る所要の事項を記載して提出させる。 　また、その申告に係る貨物について令第４条第３号（(課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項)）又は第４号（(課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件等)）に掲げる事項の申告を要する場合にあつては、当該申告書のほか後記7－8の規定に従い、評価申告書に所要の事項を記載して提出させる。	特例申告をいう。以下同じ）を除く。は、令第４条第１項（(納税申告書の記載事項)）に規定する事項を記載した「輸入（納税）申告書」（Ｃ－5020）３通（原本、許可書用、統計用）（「財務省の計算証明に関する指定について」（平成４年10月会計検査院長訓令４検第412号）第３章第４の(8)（(関税及び税関の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定)）の規定に該当する場合及び石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第15条（(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)）の規定による承認を受けた者に係る原油等の輸入申告の際には、それぞれ１通を加える。）を税関に提出することにより行わせるが、その申告が法第９条の２第１項及び第２項に規定する納期限の延長に係るものである場合にあつては、当該申告書に納期限延長に係る所要の事項を記載して提出させる。 　また、その申告に係る貨物について令第４条第３号（(課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項)）又は第４号（(課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件等)）に掲げる事項の申告を要する場合にあつては、当該申告書のほか後記7－8の規定に従い、評価申告書に所要の事項を記載して提出させる。
（特例申告の方法） ７の２－１　特例申告は、特例申告書（「輸入（納税）申告書」Ｃ－5020）又は「輸入（納税）申告書」（Ｃ－5025－１及びＣ－5025－２）の標題を「特例申告書」と訂正のうえ上部余白に「㊟」と朱書きしたものをいう。以下同じ。）に、令第４条の２第１項（(特例申告書の記載事項)）に規定する事項を記載させ、３通（原本、交付用、統計用）を輸入申告を行つた税関官署又は当該税関官署を管轄する税関の本関に提出させることにより行われる。この場合において、前期67－3－2（輸入申告の手続）の(1)ただし書の規定を準用する。	（特例申告の方法） ７の２－１　特例申告は、特例申告書（「輸入（納税）申告書」Ｃ－5020）の標題を「特例申告書」と訂正のうえ上部余白に「㊟」と朱書きしたものをいう。以下同じ。）に、令第４条の２第１項（(特例申告書の記載事項)）に規定する事項を記載させ、３通（原本、交付用、統計用）を輸入申告を行つた税関官署又は当該税関官署を管轄する税関の本関に提出させることにより行われる。この場合において、前期67－3－2（輸入申告の手続）の(1)ただし書の規定を準用する。
（承認申請手続等） ７の９－２　特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等については、次による。 (1) 承認申請書の提出 　法第７条の９第２項((電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用))において準用する電子帳簿保存法（以下この節において単に「電子帳簿保存法」という。）第６条第１項及び第２項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))(電子帳簿保存法第９条((電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用))において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けようとする特例輸入者が行う承認の申請（以下この項において「承認申請」という。）は、当該承認を受けようとす	（承認申請手続等） ７の９－２　特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等については、次による。 (1) 承認申請書の提出 　法第７条の９第２項((電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用))において準用する電子帳簿保存法（以下この節において単に「電子帳簿保存法」という。）第６条第１項及び第２項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))(電子帳簿保存法第９条((電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用))において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けようとする特例輸入者が行う承認の申請（以下この項において「承認申請」という。）は、当該承認を受けようとす

新	旧
る関税関係帳簿又は書類（以下この節において「関税関係帳簿書類」という。）の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要等必要事項を記載した「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」（C－9300）若しくは「関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書」（C－9310）又は当該承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要等必要事項を記載した「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書」（C－9315）（以下この項及び後記 7 の 9－4（変更の届出手続等）において「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、担当税関の簡易申告管理官に提出することにより行わせる。ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。 (2) 承認申請書の記載事項 関税法施行規則第１条の２((関税関係帳簿書類の保存方法等))において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号）（以下この節において単に「電子帳簿保存法施行規則」という。）第 5 条第 1 項第 7 号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の有無、承認を受けている場合にはその承認を受けた年月日等、承認を受けた主な国税関係帳簿書類の種類名称、承認した所轄税務署長等及び過去 1 年以内の承認の取消しの有無を記載させる。 (3)～(6)（省略）	る関税関係帳簿又は書類（以下この節において「関税関係帳簿書類」という。）の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要等必要事項を記載した「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」（C－9300）又は「関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書」（C－9310）（以下この項及び後記 7 の 9－4（変更の届出手続等）において「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、担当税関の簡易申告管理官に提出することにより行わせる。ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。 (2) 承認申請書の記載事項 関税法施行規則第 1 条((関税関係帳簿書類の保存方法等))において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号）（以下この節において単に「電子帳簿保存法施行規則」という。）第 5 条第 1 項第 7 号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の有無、承認を受けている場合にはその承認を受けた年月日等、承認を受けた主な国税関係帳簿書類の種類名称、承認した所轄税務署長等及び過去 1 年以内の承認の取消しの有無を記載させる。 (3)～(6)（同左）
（取りやめの届出手続等） 7 の 9－3　特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の取りやめの手続等については、次による。 (1)及び(2)（省略） (3) 保存の義務 取りやめの届出書の提出があつたときは、その提出の日に、その届出書に記載された関税関係帳簿書類に係る承認の効力が失われることから、その後に保存等を行うこととなるものは書面にて保存等を行わなければならなくなるほか、電子帳簿保存法第 4 条第 1 項又は第 2 項の承認を受けている関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等を取りやめる場合は、既に電磁的記録等により保存等を行つているものはその時点で書面に出力して保存しなければならないことに留意する。 また、電子帳簿保存法第 4 条第 3 項の承認を受けている関税関係書類の電磁的記録による保存を取りやめる場合は、電磁的記録の基となつた書類を保存しているときは当該書類を、電磁的記録の基となつた書類を破棄しているときはその届出書を提出した日において適法に保存をしている電磁的記録を、それぞ	（取りやめの届出手続等） 7 の 9－3　特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の取りやめの手続等については、次による。 (1)及び(2)（同左） (3) 保存の義務 取りやめの届出書の提出があつたときは、その提出の日に、その届出書に記載された関税関係帳簿書類に係る承認の効力が失われることから、その後に保存等を行うこととなるものは書面にて保存等を行わなければならなくなるほか、既に電磁的記録等により保存等を行つているものはその時点で書面に出力して保存しなければならないことに留意する。

新	旧
れの要件に従つて保存することに留意する。	
（電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続） 7の9―5　電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム（以下この節において「ＣＯＭ」という。）による保存に変更しようとする場合の手続等は、次による。 (1) 承認申請書の提出 電子帳簿保存法第 9 条((電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用))の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けている関税関係帳簿書類について、電磁的記録による保存をＣＯＭによる保存に変更しようとする場合は、「関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」（Ｃ－9320）（以下この項において「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、担当税関の簡易申告管理官に提出することにより行わせる。ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。 (2)（省略）	（電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続） 7の9―5　電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム（以下この節において「ＣＯＭ」という。）による保存に変更しようとする場合の手続等は、次による。 (1) 承認申請書の提出 電子帳簿保存法第 9 条((電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用))の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けている関税関係帳簿書類について、電磁的記録による保存をＣＯＭによる保存に変更しようとする場合は、「承認済関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」（Ｃ－9320）（以下この項において「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、担当税関の簡易申告管理官に提出することにより行わせる。ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。 (2)（同左）
（承認の取消し等） 7の9―6　特例輸入者に係る承認の取消し等の取扱いについては、次による。 (1)（省略） (2) 保存等の義務 電子帳簿保存法第 8 条の規定に基づく承認の取消しの効力は、その取消しの通知がされたときから生じることから、この承認の取消しの通知がされた後に保存等を行うこととなるものは書面にて保存等を行わなければならなくなるほか、電子帳簿保存法第 4 条第 1 項又は第 2 項の承認が取り消された場合については、既に電磁的記録等により保存等を行つているものはその取消しの通知がされた時点で書面に出力して保存しなければならないが、同条第 3 項の承認が取り消された場合の、その後の保存の形態についてはこの限りではない。 (3)（省略）	（承認の取消し等） 7の9―6　特例輸入者に係る承認の取消し等の取扱いについては、次による。 (1)（同左） (2) 保存等の義務 電子帳簿保存法第 8 条の規定に基づく承認の取消しの効力は、その取消しの通知がされたときから生じることから、この承認の取消しの通知がされた後に保存等を行うこととなるものは書面にて保存等を行わなければならなくなるほか、既に電磁的記録等により保存等を行つているものはその取消しの通知がされた時点で書面に出力して保存しなければならない。 (3)（同左）
（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出手続） 7の10―1　令第 4 条の 13((申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続))に規定する手続については、次による。 (1)及び(2)（省略）	（申告の特例の適用をやめる旨の届出手続） 7の10―1　令第 4 条の 13((申告の特例の適用をやめる旨の届出の手続))に規定する手続については、次による。 (1)及び(2)（同左）
第 4 節　関税の納付及び徴収	第 4 節　関税の納付及び徴収

新	旧
（担保の解除手続） 9 の 6－10　令第 8 条の 4((担保の解除))の規定により担保を解除する場合の手続は、次による。 (1)　（省略） (2) 担保として金銭又は国債、地方債若しくは社債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの（以下本項及び後記 10－2 の(2)において「国債等」という。）が供託されている場合において、それらの担保によつて担保されていた関税相当額の一部について担保提供の原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について供託原因消滅証明書を交付する。ただし、供託されている担保が国債等であり、その一部につき分割して解除することができない場合においては、この限りでない。	（担保の解除手続） 9 の 6－10　令第 8 条の 4((担保の解除))の規定により担保を解除する場合の手続は、次による。 (1)　（同左） (2) 担保として金銭又は国債、地方債若しくは社債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの（以下本項及び後記 10－2 の(2)において「国債等」という。）が供託されている場合において、それらの担保によつて担保されていた関税相当額の一部について担保提供の原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について供託原因消滅証明書を付して供託書の正本を返還する。ただし、供託されている担保が国債等であり、その一部につき分割して解除することができない場合においては、この限りでない。 　なお、供託原因の消滅しない部分について別にそれに見合う供託書の正本の提出を条件として、既に提出されている供託書の正本を返還する場合であつて、事務処理上必要があると認められるときは、あらかじめ口頭又は文書をもつて供託を解除すべき供託所に連絡し、残余分の供託書の正本を税関に直接送付してもらう等の措置をとるよう留意する。
(3) 担保として登録国債又は登録社債等が提供されている場合において、それらの担保によつて担保されていた関税相当額の一部について担保の提供原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について登録原因消滅証明書を付して登録済通知書又は担保権登録内容証明書を返還する。なお、この場合においても上記(2)のただし書を準用する。 (4)　（省略）	(3) 担保として登録国債又は登録社債等が提供されている場合において、それらの担保によつて担保されていた関税相当額の一部について担保の提供原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について登録原因消滅証明書を付して登録済通知書又は担保権登録内容証明書を返還する。なお、この場合においても上記(2)のただし書及びなお書を準用する。 (4)　（同左）
（金銭担保の任意充当手続） 10－1　法第10条第1項((金銭担保の任意充当))の規定により担保として提供された金銭をもつて関税の納付に充てる場合の手続は、次による。 (1)　（省略） (2) 上記(1)の申告書を受理した場合には、担保として提供された金銭をもつて関税に充当する決議を行い、供託物払渡請求書に供託物の還付を受ける権利を有することを証する書面(供託書副本の記載によりその権利を有することが明らかなときは不要）を添付して供託所に提出し、当該関税の額に相当する供託物の還付請求を行う。（供託規則（昭和 34 年法務省令第 2 号）第 22 条及び第 24 条）	（金銭担保の任意充当手続） 10－1　法第10条第1項((金銭担保の任意充当))の規定により担保として提供された金銭をもつて関税の納付に充てる場合の手続は、次による。 (1)　（同左） (2) 上記(1)の申告書を受理した場合には、担保として提供された金銭をもつて関税に充当する決議を行い、供託物払渡請求書に供託の正本及び供託物の還付を受ける権利を有することを証する書面（供託書の記載によりその権利を有することが明らかなときは不要）を添付して供託所に提出し、当該関税の額に相当する供託物の還付請求を行う。（供託規則（昭和 34 年法務省令第 2 号）第 22 条及び第 24 条）

新	旧
(3)及び(4)　（省略） (5)　金銭担保を関税に充当する場合において、その担保の金額が関税額を超えるときは、関税に充当する金額は上記(3)により納付し、供託書の正本と超過額についての供託原因消滅証明書（供託原因消滅証明申請書副本）を申告者に交付する。	(3)及び(4)　（同左） (5)　金銭担保を関税に充当する場合において、その担保の金額が関税額を超えるときは、関税に充当する金額は上記(3)により納付し、供託所から供託金の一部払渡しの旨を記載した供託書の正本の還付を受け、その供託書の正本と超過額についての供託原因消滅証明書（供託原因消滅証明申請書副本）を申告者に交付する。
第３章　船舶及び航空機	第３章　船舶及び航空機
(入港手続) 15－3　法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。 (1)～(2)　（省略） (3)　同条第３項の規定による報告を求めた場合において、上記(1)又は(2)に規定する書類により報告があつた場合は、便宜、同条第１項ただし書（同条第２項の場合において準用する場合を含む。）の規定による提出があつたものとして取り扱う。 (4)　（省略） (5)　上記(1)に規定する書類及び(4)に規定する書類のうち特殊船舶に係るものの提出は、ファクシミリにより行わせることができる。この場合において、税関の指定するファクシミリ装置により受信した日から 3 日以内（期間の末日が、行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。）に原本を税関に提出させることとする。 (6)　上記(5)の場合において、税関が必要と認める場合には、外国貿易船又は特殊船舶の出港の時までに原本の提出を求めることとする。 なお、税関において取締り上必要があると認めるときは、上記(1)、(2)及び(4)に規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録(船用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。	(入港手続) 15－3　法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。 (1)～(2)　（同左） (新設) (3)　（同左） (4)　上記(1)に規定する書類及び(3)に規定する書類のうち特殊船舶に係るものの提出は、ファクシミリにより行わせることができる。この場合において、税関の指定するファクシミリ装置により受信した日から 3 日以内（期間の末日が、行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。）に原本を税関に提出させることとする。 (5)　上記(4)の場合において、税関が必要と認める場合には、外国貿易船又は特殊船舶の出港の時までに原本の提出を求めることとする。 なお、税関において取締り上必要があると認めるときは、上記(1)から(3)までに規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録（船用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。
（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い） 17－6　（省略）	（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い） 17－6　（同左）
（「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義） 18－1　令第 16 条の２第１項第２号に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガ	(新設)

新	旧
ス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。	
(入出港の簡易手続) 18－2　（省略）	(入出港の簡易手続) 18－1　（同左）
(船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等) 23－1－1　（省略）	(船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等) 23－1　（同左）
(外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間) 23－1－2　法第 23 条第 1 項後段に規定する税関長が指定する期間は、船用品の場合は 1 月とし、機用品の場合は 1 月又は 6 月とする。	（新設）
(外国貨物である船（機）用品の積込みの申告) 23－2　法第 23 条第 1 項の規定による積込みの申告の手続は、次による。 (1)　外国貨物である船（機）用品の積込みの申告は、積込みをしようとする船舶等又は積込み年月日の異なるごとに、それらの船（機）用品を積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（C－2130）3 通（原本、承認書用、積込確認用）を提出することにより行わせる。この場合において、積み込もうとする船（機）用品が、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵置されている場合には当該蔵（移）入承認書又は総保入承認書の承認番号を、前記 23－1－1（船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等）の(2)の本文に該当する場合には後記 30－3（他所蔵置の許可の申請手続）の(1)にいう許可書の許可番号を当該申告書に記載させるとともに、必要に応じて当該承認書又は許可書を提示させるものとし、これら以外の保税地域に蔵置されている場合には、当該蔵置されていることを証する書類を提示させるものとする。	(外国貨物である船（機）用品の積込みの申告) 23－2　法第 23 条第 1 項の規定による積込みの申告の手続は、次による。 (1)　外国貨物である船（機）用品の積込みの申告は、積込みをしようとする船舶等又は積込み年月日の異なるごとに、それらの船（機）用品を積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C－2130）3 通（原本、承認書用、積込確認用）を提出することにより行わせる。この場合においては、積み込もうとする船（機）用品の蔵（移）入承認書又は総保入承認書（それらの船（機）用品が保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域以外の保税地域に蔵置されている場合にあつては、後記 30－3（他所蔵置の許可の申請手続）の(1)にいう許可書その他蔵置されていることを証する書類）を提示させるものとする。
(2)　外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告は、積み込もうとする船舶等の所有者又は管理者ごとに、積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」2 通（原本、承認書用）を提出することにより行わせる。この場合において、積み込むことを予定している船（機）用品の数量については、過去の実績等を勘案して算定した数量を申告させることとして差し支えない。	(2)　航空機に外国貨物である機用品を継続的に積み込む場合において、1 月又は 6 月の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、航空会社ごとに、1 月分又は 6 月分の積込予定貨物について、包括的に積込みの申告をさせることとして差し支えない。
（削る）	(3)　船舶に外国貨物である船用油（燃料油に限る。）を継続的に積み込む場合において、1 月の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、船会社又はその他の積み込もうとする者ごとに 1 月分の積込予定貨物について、包括的に積込みの申告をさせることとして差し支えない。

新	旧
(外国貨物である船（機）用品の積込みの承認)	(外国貨物である船（機）用品の積込みの承認)
23－4　法第 23 条第 3 項（(船（機）用品の積込みの承認)）の規定による外国貨物である船（機）用品の積込みの承認については、次による。	23－4　法第 23 条第 3 項（(船（機）用品の積込みの承認)）の規定による外国貨物である船（機）用品の積込みの承認については、次による。
(1)　（省略）	(1)　（同左）
(2)　前記 23－2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告）の(2)により外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る積込みの包括承認を行うことができる。なお、積込みの包括承認を受けようとする者が、イの規定により積込みの包括承認を取り消された日から 1 年を経過していない者であるときは、積込みの包括承認を行わないものとする。積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税関に通報するものとする。	(2)　前記 23－2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告）の(2)又は(3)により包括的な積込みの申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る包括的な積込みの承認を行うことができる。なお、包括的な積込みの承認を受けようとする者が、イの規定により包括的な積込みの承認を取り消された日から 1 年を経過していない者であるときは、包括的な積込みの承認を行わないものとする。
イ　当該包括承認を受けた者が、次に掲げるいずれかの事項に該当し、当該包括承認による積込指定期間内において包括的な積込みの適用を継続することが適当でないと認められることとなつたときは、当該包括承認を取り消すことがあること。	イ　当該承認を受けた者が、次に掲げるいずれかの事項に該当し、当該承認による積込指定期間内において包括的な積込みの適用を継続することが適当でないと認められることとなつたときは、当該承認を取り消すことがあること。
(ｲ)～(ﾊ)　（省略）	(ｲ)～(ﾊ)　（同左）
ロ　機用品にあつては、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に代わつてその職務を行う者又は税関職員による積込み確認の署名を受けた上で、1 月分ごとに取りまとめて翌月 5 日までに税関に提出するとともに、「積込明細書」の積込実数量の合計が積込包括承認書の数量を下回つた場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。	ロ　機用品にあつては、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に代わつてその職務を行う者又は税関職員による積込み確認の署名を受けた上で、1 月分ごとに取りまとめて翌月 15 日までに税関に提出するとともに、「積込明細書」の積込実数量の合計が包括積込承認書の数量を下回つた場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。
(ｲ)～(ﾆ)　（省略）	(ｲ)～(ﾆ)　（同左）
ハ　船用品（燃料油に限る。）にあつては、その積込みの都度、「積荷役協定書」及び「揚荷役協定書」又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類（いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者の署名があるものに限る。）を作成し、次に掲げる事項を記載した「外貨船用品積込明細総括表」とともに、翌月 5 日までに税関に提出すること。	ハ　船用油（燃料油に限る。）にあつては、その積込みの都度、「積荷役協定書」及び「揚荷役協定書」（いずれの協定書についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者の署名があるものに限る。）又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類の写しを遅滞なく税関に提出するとともに、積込指定期間の終了後、次に掲げる事項を記載した「外貨船用油積込明細総括表」を作成し、翌月 15 日までに税関に提出すること。
(ｲ)～(ﾄ)　（省略）	(ｲ)～(ﾄ)　（同左）
(3)　積込みの包括承認は、開港又は税関空港ごとに行うものとする。 なお、積込みの包括承認を行う場合であつて、当該包括承認に係る船（機）用品が置かれている保税地域（一の保税地域に限る。）と当該船（機）用品を積み込もうとする船舶又は航空機が停泊又は係留する開港又は税関空港（一の開港又は税関空港に限る。）との間において継続的に保税運送を行う必要があると認められる場合には、後記 63－22（包括保税運送の承認用件）の(2)	(3)　包括的な積込みの承認は、開港又は税関空港ごとに行うものとする。 なお、包括的な積込みの承認を行う場合であつて、当該承認に係る船（機）用品が置かれている保税地域（一の保税地域に限る。）と当該船（機）用品を積み込もうとする船舶又は航空機が停泊又は係留する開港又は税関空港（一の開港又は税関空港に限る。）との間において継続的に保税運送を行う必要があると認められる場合には、後記 63－22（包括保税運送の承認用件）の(2)

新	旧
の規定にかかわらず、包括保税運送を認めて差し支えない。この場合において、積込包括承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行うものとするほか、法第 63 条第 4 項の規定に基づき指定する運送の期間は、保税運送される船（機）用品が蔵置されている保税地域から発送された日から 1 週間とするものとする（ただし、当該積込みの包括承認に係る積込指定期間内に限る。）。	の規定にかかわらず、包括保税運送を認めて差し支えない。この場合において、包括積込承認申告書に必要事項を記入させた上で、包括的な積込みの承認と併せて包括保税運送の承認を行うものとするほか、法第 63 条第 4 項の規定に基づき指定する運送の期間は、保税運送される船（機）用品が蔵置されている保税地域から発送された日から 1 週間とするものとする（ただし、当該包括的な積込みの承認に係る積込指定期間内に限る。）。
(4)　積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記 63－24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に基づき行うこととなるが、同項の(1)の規定中「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C－4000）については、「4 部」を「2 部」と読み替え、1 部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの 1 部（本船側の受領サインを受けたもの。）については 1 月分を取りまとめ、前記 23－4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(2)のロに規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。	（新設）
(5)　積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行つた税関は、その旨を積込予定地を管轄する税関に対し連絡するものとする。	(4)　包括的な積込みの承認と併せて包括保税運送の承認を行つた税関は、その旨を積込予定地を管轄する税関に対し連絡するものとする。
(6)　（省略）	(5)　（同左）
(外国貨物である船（機）用品の積込みの期間)	(外国貨物である船（機）用品の積込みの期間)
23－5　法第 23 条第 4 項（(外国貨物である船（機）用品の積込期間の指定等)）の規定に基づく積込期間の指定については、保税運送の場合に準じ、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで指定を行うものとする。 ただし、前記 23－1－2（外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間）の規定により積込みの包括承認申告をする場合においては、船用品については 1 月、機用品については 1 月又は 6 月を積込期間として指定するものとするが、前記 23－4 の(2)のイの規定に該当し、包括的な積込みについてその適用を継続することが適当でないと認められる場合においては、税関が指定する期間までとする。 なお、災害その他やむを得ない理由により指定された期間内に船（機）用品を積込むことができない場合は、「外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書」（C－2140）2 通（積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは 3 通）に積込承認書を添付して提出させ、承認したときは、提出された申請書及び積込承認書にその旨及び延長した期間を記載したうえ申請書のうち 1 通を承認書として積込承認書とともに申請者に交付する。この場合において、積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは、積込期間延長承認税関は承認書写し 1 通を積込承認税関に送付する。	23－5　法第 23 条第 4 項（(外国貨物である船（機）用品の積込期間の指定等)）の規定に基づく積込期間の指定については、保税運送の場合に準じ、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで指定を行うものとする。 ただし、前記 23－4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(2)の規定により包括的な積込みを行おうとする場合においては、1 月又は 6 月を積込期間として指定するものとするが、前記 23－4 の(2)のイの規定に該当し、包括的な積込みについてその適用を継続することが適当でないと認められる場合においては、税関が指定する期間までとする。 なお、災害その他やむを得ない理由により指定された期間内に船（機）用品を積込むことができない場合は、「外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書」（C－2140）2 通（積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは 3 通）に積込承認書を添付して提出させ、承認したときは、提出された申請書及び積込承認書にその旨及び延長した期間を記載したうえ申請書のうち 1 通を承認書として積込承認書とともに申請者に交付する。この場合において、積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは、積込期間延長承認税関は承認書写し 1 通を積込承認税関に送付する。

新	旧
(外国往来船になる予定の船舶に対する外国貨物である船用品の積込み) 23－6　本邦の港に停泊中の沿海通航船又は建造中の船舶で、外国往来船となることが明らかなものであつて、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情がある場合においては、前記 23－4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(6)に準じた取扱いにより、その船舶の資格の変更前に外国貨物である船用品の積込みを承認して差し支えない。ただし、この場合における船用品の積込みは、後記 23－12（建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み）の場合及び建造中の船舶に積み込む外国貨物である船用品で、外変前に積込みを必要とする緊急の事情があり、かつ、監視取締上支障がない場合を除き、その船舶の資格を変更した後に行わせるものとする。 　なお、他の税関の管轄区域内の港に停泊中の当該船舶について前記 23－4 の(1)と同様の事情により船用品の積込みの承認をする場合において、その港を管轄する税関に対してその船舶が外国往来船になる日時等を照会し、これを確認したうえで、積込みの承認を行うものとする。この場合における保税運送の手続については、前記 23－4 の(1)のなお書並びに(3)及び(4)と同様とする。	(外国往来船になる予定の船舶に対する外国貨物である船用品の積込み) 23－6　本邦の港に停泊中の沿海通航船又は建造中の船舶で、外国往来船となることが明らかなものであつて、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情がある場合においては、前記 23－4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(5)に準じた取扱いにより、その船舶の資格の変更前に外国貨物である船用品の積込みを承認して差し支えない。ただし、この場合における船用品の積込みは、後記 23－12（建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み）の場合及び建造中の船舶に積み込む外国貨物である船用品で、外変前に積込みを必要とする緊急の事情があり、かつ、監視取締上支障がない場合を除き、その船舶の資格を変更した後に行わせるものとする。 　なお、他の税関の管轄区域内の港に停泊中の当該船舶について前記 23－4 の(1)と同様の事情により船用品の積込みの承認をする場合において、その港を管轄する税関に対してその船舶が外国往来船になる日時等を照会し、これを確認したうえで、積込みの承認を行うものとする。この場合における保税運送の手続については、前記 23－4 の(1)のなお書及び(3)と同様とする。
(外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等) 23－7　法第 23 条第 5 項（(外国貨物である船（機）用品の積込みの事実を証する書類の提出)）の規定により税関に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。 (1)　「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（確認用）の受領欄に船長、機長若しくはこれらの者に代わつてその職務を行う者又は税関職員の署名したもの (2)及び(3)　（省略）	(外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等) 23－7　法第 23 条第 5 項（(外国貨物である船（機）用品の積込みの事実を証する書類の提出)）の規定により税関に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。 (1)　「外国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（確認用）の受領欄に船長、機長若しくはこれらの者に代わつてその職務を行う者又は税関職員の署名したもの (2)及び(3)　（同左）
(外国貨物である船（機）用品の保税地域への戻入れ) 23－8　積込みの承認を受けた船（機）用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記 34 の 2－1（保税地域における事務処理手続）の(1)のロの規定により、積込承認書（積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品（燃料油に限る。）の場合は積込包括承認書）を倉主等に提示させることとなるので留意する。 　また、船舶等への積込みの承認を受けた船（機）用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなつたため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行わせるものとする。 (1)及び(2)　（省略） (3)　積込みの包括承認を受けた船（機）用品を保税地域へ戻入れする場合の手	(外国貨物である船（機）用品の保税地域への戻入れ) 23－8　積込みの承認を受けた船（機）用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記 34 の 2－1（保税地域における事務処理手続）の(1)のロの規定により、積込承認書（包括的な積込みの承認で、機用品の場合は包括積込承認書及び積込明細書、船用油（燃料油に限る。）の場合は包括積込承認書）を倉主等に提示させることとなるので留意する。 　また、船舶等への積込みの承認を受けた船（機）用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなつたため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行わせるものとする。 (1)及び(2)　（同左） (3)　包括的な積込みの承認を受けた船（機）用品を保税地域へ戻入れする場合

新	旧
続については、上記(1)及び(2)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「積込承認書」とあるのは、機用品の場合にあつては「積込包括承認書及び積込明細書」と、船用品（燃料油に限る。）の場合にあつては「積込包括承認書」と、それぞれ読み替えるものとする。	の手続については、上記(1)及び(2)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「積込承認書」とあるのは、機用品の場合にあつては「包括積込承認書及び積込明細書」と、船用油（燃料油に限る。）の場合にあつては「包括積込承認書」と、それぞれ読み替えるものとする。
(災害等による亡失の認定) 23－11　船（機）用品について令第21条の6第2項（(災害等により亡失した場合の手続)）の規定による届出書は、「外国貨物船用品(機用品)亡失届」（C－2150）によることとし、これに積込承認書及び警察署長、消防署長その他の者による災害等に関する証明書を添付させ、これにより災害その他やむを得ない理由により亡失したものであることを認定するものとする。	(災害等による亡失の認定) 23－11　船（機）用品について令第21条の5第2項（(災害等により亡失した場合の手続)）の規定による届出書は、「外国貨物船用品(機用品)亡失届」（C－2150）によることとし、これに積込承認書及び警察署長、消防署長その他の者による災害等に関する証明書を添付させ、これにより災害その他やむを得ない理由により亡失したものであることを認定するものとする。
(内国貨物である船（機）用品の積込みの手続) 23－13　(1)　（省略） (2)　航空機に内国貨物である機用品を継続的に積み込む場合において、1月又は6月の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、航空機の所有者又は管理者ごとに、積込みの包括承認申告をさせることとして差し支えない。この場合においては、前記23－4の(2)のロを準用する。	(内国貨物である船（機）用品の積込みの手続) 23－13　(1)　（同左） (2)　航空機に内国貨物である機用品を継続的に積み込む場合において、1月又は6月の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、前記23－2の(2)及び前記23－4の(2)のロを準用する。
(船（機）用燃料油等の振替使用の手続) 23－15　前記23－14（船（機）用燃料油等の振替使用の取扱い）による船（機）用燃料油の振替使用の手続は、次による。 (1)　内国貨物である燃料油の積込みについては、「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」及び「船（機）用燃料油振替積込承認申請書」（C－2170）をそれぞれ3通（原本、承認書用、通知用）を提出させ、承認したときは、これらの申告書及び申請書の各1通（承認書用）にその旨を記載して申告者に交付する。 (2)　（省略） (3)　振替えの対象となる外国貨物である燃料油については、その燃料油の置かれている場所を管轄する税関に上記(2)により裏書を受けた「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認書」及び「船（機）用燃料油振替積込承認書」を提出させ、それらの承認書により積込みを認められた内国貨物である燃料油と等量の外国貨物である燃料油から法第23条第1項の規定の適用を受けて積み込まれたものとして取り扱う。	(船（機）用燃料油等の振替使用の手続) 23－15　前記23－14（船（機）用燃料油等の振替使用の取扱い）による船（機）用燃料油の振替使用の手続は、次による。 (1)　内国貨物である燃料油の積込みについては、「外国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」及び「船（機）用燃料油振替積込承認申請書」（C－2170）をそれぞれ3通（原本、承認書用、通知用）を提出させ、承認したときは、これらの申告書及び申請書の各1通（承認書用）にその旨を記載して申告者に交付する。 (2)　（同左） (3)　振替えの対象となる外国貨物である燃料油については、その燃料油の置かれている場所を管轄する税関に上記(2)により裏書を受けた「外国貨物船用品（機用品）積込承認書」及び「船（機）用燃料油振替積込承認書」を提出させ、それらの承認書により積込みを認められた内国貨物である燃料油と等量の外国貨物である燃料油から法第23条第1項の規定の適用を受けて積み込まれたものとして取り扱う。
(遠洋漁業船に対する船用油の積込み) 23－16　規則第3条（(船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船	(遠洋漁業船に対する船用油の積込み) 23－16　規則第3条（(船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船

新	旧
等の指定））に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船（以下この項において「母船等」という。）に対する外貨船用油の積込みは、次による。 (1)～(3)　（省略） (4)　令第21条の7（（遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告））に規定する「帳簿」は、「外国貨物船用品の受払に関する帳簿」（C－2180）とする。 (外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材の積込みの手続) 23－17　外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材（以下この項において、「修理、改装用資材」という。）の積込みの手続については、次による。 (1)　外国籍船舶の修理、改装のため、外国貨物又は内国貨物を使用して船体の一部の取替え又は属具、部品等の新たな取り付けを行う場合であって、一契約ごとにおける当該修理、改装用資材の価格の総額が200万円未満である場合には、「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（C－2130）又は「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C－2160）（以下この項において、「船用品積込承認申告書」という。）3通（原本、承認書用、通報用）及び「修理、改装用資材明細書（仕入書兼用）」（C－5215）（以下この項において、「明細書」という。）2通（原本、交付用）を提出させる。この場合において、品名は、修理、改装用資材のうち主要なものについて記載させ、その他の些細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積により数量及び価格（仕入価格）を記載させて差し支えない。 (2)～(4)　（省略） 第4章　保税地域 第1節　総則 （他所蔵置の許可の申請手続） 30－3　法第30条第1項第2号（（税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物））の規定による他所蔵置の許可の申請手続は、次による。 (1)　（省略） (2)　輸出申告に係る貨物がその蔵置場所について他所蔵置の許可を必要とするときは、上記(1)に規定する他所蔵置許可申請書に代えて「輸出申告書（C－5010 又はC－5015－2）上段の「蔵置場所」の欄に「他所蔵置申請」と付記の上、当該申告書の写し1通を添えてあらかじめ税関（保税担当部門）に	等の指定））に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船（以下この項において「母船等」という。）に対する外貨船用油の積込みは、次による。 (1)～(3)　（同左） (4)　令第21条の6（（遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告））に規定する「帳簿」は、「外国貨物船用品の受払に関する帳簿」（C－2180）とする。 (外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材の積込みの手続) 23－17　外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材（以下この項において、「修理、改装用資材」という。）の積込みの手続については、次による。 (1)　外国籍船舶の修理、改装のため、外国貨物又は内国貨物を使用して船体の一部の取替え又は属具、部品等の新たな取り付けを行う場合であって、一契約ごとにおける当該修理、改装用資材の価格の総額が200万円未満である場合には、「外国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C－2130）又は「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C－2160）（以下この項において、「船用品積込承認申告書」という。）3通（原本、承認書用、通報用）及び「修理、改装用資材明細書（仕入書兼用）」（C－5215）（以下この項において、「明細書」という。）2通（原本、交付用）を提出させる。この場合において、品名は、修理、改装用資材のうち主要なものについて記載させ、その他の些細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積により数量及び価格（仕入価格）を記載させて差し支えない。 (2)～(4)　（同左） 第4章　保税地域 第1節　総則 （他所蔵置の許可の申請手続） 30－3　法第30条第1項第2号（（税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物））の規定による他所蔵置の許可の申請手続は、次による。 (1)　（同左） (2)　輸出申告に係る貨物がその蔵置場所について他所蔵置の許可を必要とするときは、上記(1)に規定する他所蔵置許可申請書に代えて「輸出申告書（C－5010）上段の「蔵置場所」の欄に「他所蔵置申請」と付記の上、当該申告書の写し1通を添えてあらかじめ税関（保税担当部門）に提出させることによ

新	旧
提出させることにより、他所蔵置の許可の申請があったものとして取り扱い、他所蔵置を許可したときは、当該申告書１通の「個数、記号、番号、……」欄の余白（余白がないときは「税関記入欄」）に許可印を押なつし、これを他所蔵置の許可書として申請者に交付する。この場合においては、輸出申告書の受理の際に他所蔵置の許可によりその許可を確認するものとする。	り、他所蔵置の許可の申請があったものとして取り扱い、他所蔵置を許可したときは、当該申告書１通の「個数、記号、番号、……」欄の余白（余白がないときは「税関記入欄」）に許可印を押なつし、これを他所蔵置の許可書として申請者に交付する。この場合においては、輸出申告書の受理の際に他所蔵置の許可によりその許可を確認するものとする。
（見本の一時持出しに係る包括許可） 32－3　同一申請者により同一の保税地域（保税展示場を除く）において恒常的に行われる場合には、一定の期間を指定して当該期間内に行われる見本の一時持出しについて一括して許可して差し支えない。 ただし、次に掲げる貨物に係る見本の一時持出しについてはこれを認めないこととする。 (1)　定率法第 21 条第 1 項各号（(輸入禁制品)）に掲げる貨物 (2)　刀剣類 (3)　関税関係法令以外の法令の規定により見本の一時持出しに関して許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とする貨物 (4)　その他取締上支障があると認められる貨物	（見本の一時持出しに係る包括許可） 32－3　同一申請者により同一の保税地域（保税展示場を除く）において恒常的に行われる場合には、一定の期間を指定して当該期間内に行われる見本の一時持出しについて一括して許可して差し支えない。 ただし、次に掲げる貨物に係る見本の一時持出しについてはこれを認めないこととする。 イ　定率法第 21 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる貨物 ロ　刀剣類 ハ　関税関係法令以外の法令の規定により見本の一時持出しに関して許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とする貨物 ニ　その他取締上支障があると認められる貨物
（口頭による見本の一時持出しの許可の申請） 32－5　令第 27 条ただし書（(口頭による見本の一時持出しの許可の申請)）に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、関税定率法基本通達 21 の 3 の 2－1（見本検査承認申請等）の(3)の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域（「海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）の第 2 章第 1 節 1－3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）に規定する「システム参加保税地域」をいう。）以外の場所に置かれている貨物（航空貨物を含む。）について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。	（口頭による見本の一時持出しの許可申請） 32－5　令第 27 条ただし書（(口頭による見本の一時持出しの許可申請)）の規定により、見本の一時持出しの許可申請については口頭により行うことができることとされているが、通関業者が継続的に当該許可の申請を行うことが予定されている場合であって、当該通関業者の通関士が当該許可申請を口頭で行いたいとする場合は、海上貨物通関情報処理システムを利用して税関手続を行う保税地域以外に置かれている貨物（航空貨物を含む。）に限り、次により取り扱うものとする。
(1)　見本持出台帳の事前の確認 見本の一時持出しの許可の申請を口頭で行いたいとする通関士については、所要の事項を記載した「見本持出台帳」（Ｃ－3062）を、見本を採取しようとする貨物が蔵置される予定の保税地域が所在する場所を管轄する税関官署の保税担当部門に提出させるものとする。この場合において、当該台帳の提出を受けた保税担当職員は、記載された事項を確認の上、税関確認欄に審査印を押なつし、当該通関士にこれを返付する。	(1)　見本持出台帳の事前の確認 見本の一時持出しに係る許可申請を口頭で行いたいとする通関士については、所要の事項を記載した「見本持出台帳」（Ｃ－3062）を、見本を採取しようとする貨物が蔵置される予定の保税地域が所在する場所を管轄する税関官署の保税担当部門に提出させるものとする。この場合において、当該台帳の提出を受けた保税担当職員は、記載された事項を確認の上、税関確認欄に審査印を押なつし、当該通関士にこれを返付する。
(2)及び(3)（省略）	(2)及び(3)（同左）

新旧対照表　　（関税法基本通達）

新	旧
（外国貨物の廃棄の意義及び取扱い） 34－1　法第 34 条（(外国貨物の廃棄)）に規定する「外国貨物の廃棄」の意義及びその取扱いについては、次による。 (1)　（省略） (2) 外国貨物を廃棄しようとする者があるときは、「外国貨物廃棄届」（C－3080）2 通を提出させ、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつして届出者に交付する。ただし、当該外国貨物の廃棄の内容が滅却に該当するものである場合には、後記 45－3（貨物の滅却の承認申請手続等）の(1)により滅却承認の申請をさせる。 (3)　（省略）	（外国貨物の廃棄の意義及び取扱い） 34－1　法第 34 条（(外国貨物の廃棄)）に規定する「外国貨物の廃棄」の意義及びその取扱いについては、次による。 (1)　（同左） (2) 外国貨物を廃棄しようとする者があるときは、「外国貨物廃棄届」（C－3080）2 通を提出させ、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつして届出者に交付する。ただし、廃棄しようとする外国貨物が、指定法人等の所有に係る指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域又は他所蔵置場所に置かれているものであり、かつ、その廃棄の内容が滅却に該当するものである場合には、後記 45－3（貨物の滅却の承認申請手続等）の(1)により滅却承認の申請をさせる。 (3)　（同左）
（電磁的記録による帳簿の保存） 34 の 2－4　法第 34 条の 2（(貨物を管理する者の記帳義務)）の規定により貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年財務省令第 16 号）によるほか、次による。 (1) 保存される電磁的記録の適切な保全を確保するため、次の措置を講じるよう指導する。 イ　別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置を講じること。 ロ　システム設計書等電子計算機処理過程に係る文書を保存すること。 (2) 倉主等が電磁的記録による保存を行おうとする場合には、その保存方法及び上記(1)の確認のため、事前に次の事項を記載した書類を保税担当部門へ提出させるものとする。 　なお、当該書類の提出後に記載内容に変更があった場合には、その旨を遅滞なく届け出させるものとする。 イ～ヘ（省略）	（電磁的記録による帳簿の保存） 34 の 2－4　法第 34 条の 2（(貨物を管理する者の記帳義務)）の規定により貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により保存する場合の取扱いは、次による。 (1) 保存の要件 　電磁的記録による帳簿の保存は、次に掲げる要件を充足する場合に認めるものとする。 イ　別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置が講じられていること。 ロ　プリンター及びディスプレイを備え付け、税関が必要と認める場合には、整然とした表で見読可能とすること。 ハ　システム設計書等電子計算機処理過程に係る文書が保存されていること。 (2) 手続 　倉主等が電磁的記録による帳簿の保存を行おうとする場合には、事前に次の事項を記載した書類を保税担当部門へ提出させるものとする。 　なお、当該書類の提出後に記載内容に変更があった場合には、その旨を遅滞なく届け出させるものとする。 イ～ヘ（同左）

新	旧
第２節　指定保税地域	第２節　指定保税地域
（保税業務を委託する場合の範囲） 34の2－11　保税地域の被許可者（指定保税地域においては、後記41の2－1に規定する「貨物管理者」をいう。以下この項において同じ。）が、当該保税地域における保税業務を他の者に委託する場合は、下記の全ての要件を充足させるものとする。この場合において、必要に応じ業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、下記事項の充足状況を確認するものとする。なお、保税業務の委託に関する契約内容に変更があった場合には、必要に応じ変更後の契約書の写し又は当該変更の内容を明らかにした書類を速やかに提出させ、下記事項の充足状況に変更がないことを確認するものとする。 (1)～(3)（省略）	（保税業務を委託する場合の範囲） 34の2－11　保税地域の被許可者（指定保税地域については、当該指定保税地域の全部又は一部を専用に借り受けている者）が、当該保税地域における保税業務を他の者に委託する場合は、下記の全ての要件を充足させるものとする。この場合において、必要に応じ業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、下記事項の充足状況を確認するものとする。なお、保税業務の委託に関する契約内容に変更があった場合には、必要に応じ変更後の契約書の写し又は当該変更の内容を明らかにした書類を速やかに提出させ、下記事項の充足状況に変更がないことを確認するものとする。 (1)～(3)（同左）
（指定保税地域の運営の基準） 37－3　指定保税地域の運営については、次の基準による。 (1)～(4)（省略） (5) 港湾管理者の管理の下に事業協同組合又は借受者が運営する場合においては、土地又は建設物その他の施設は港湾管理者が管理するが、蔵置貨物の保管責任は、事業協同組合又は借受者（別に貨物を管理する者がいる場合はその者。次項の(2)及び(3)の借受者について同じ。）が負うものとする。 (6)（省略）	（指定保税地域の運営の基準） 37－3　指定保税地域の運営については、次の基準による。 (1)～(4)（同左） (5) 港湾管理者の管理の下に事業協同組合又は借受者が運営する場合においては、土地又は建設物その他の施設は港湾管理者が管理するが、蔵置貨物の保管責任は、事業協同組合又は借受者が負うものとする。 (6)（同左）
（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲） 40－1　法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。 (1)～(3)（省略） (4) 同条第１項にいう「その他の手入れ」とは、貨物の記号、番号の刷換えその他貨物の現状を維持するために行うさびみがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ等をいう。なお、法第71条第１項（（原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入））に該当する原産地を偽った表示又は誤認させる表示がされている貨物について、その表示をまっ消し、取りはずし又は訂正するための行為及び定率法第21条第１項第９号（（輸入禁制品））に該当する物品について、商標をまっ消するための行為を含む。 (5)～(7)（省略）	（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲） 40－1　法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。 (1)～(3)（同左） (4) 同条第１項にいう「その他の手入れ」とは、貨物の記号、番号の刷換えその他貨物の現状を維持するために行うさびみがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ等をいう。なお、法第71条第１項（（原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入））に該当する原産地を偽った表示又は誤認させる表示がされている貨物について、その表示をまっ消し、取りはずし又は訂正するための行為及び定率法第21条第１項第５号（（輸入禁制品））に該当する物品について、商標をまっ消するための行為を含む。 (5)～(7)（同左）
（指定保税地域とみなすことの効果）	（指定保税地域とみなすことの効果）

新	旧
41－2（省略）	41－2（同左）
（指定保税地域において貨物を管理する者） 41の2－1　法第41条の2第1項に規定する「貨物を管理する者」（以下、単に「貨物管理者」という。）とは、外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となって行う者であり、法第34条の2（（記帳義務））に規定する記帳義務及び法第45条の規定を読み替えて準用する法第41条の3（（指定保税地域の貨物を管理する者の関税の納付義務））の規定により関税を納付する義務を負う者をいう。 　なお、指定保税地域を借り受けた者等が当該指定保税地域における業務を他の者に委託している場合には、前記34の2－11により貨物管理者を確認するものとする。	（新設）
（貨物管理者に対する処分の基準等） 41の2－2　指定保税地域における貨物管理者について、法第41条の2第1項（（外国貨物の搬入停止等））の規定に基づき処分を行おうとする場合には、後記48－1（（保税蔵置場に対する処分の基準等））の規定(同項の(2)及び(5)を除く。)に準じて処分の内容を決定するものとする。 　なお、この場合において後記48－1の(1)、(3)及び(4)中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、別表2中「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と、「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域における貨物管理者」と読み替えるものとする。 　また、処分内容の通知を行う場合は、貨物管理者のほか、当該指定保税地域の土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者にも通知するものとし、処分を決定する場合又はこの項により処分内容を決定することが適当でないと判断される場合には、処分に関する意見を付して、あらかじめ本省に報告するものとする。	（新設）
（貨物管理者の納付義務） 41の3－1　法第41条の3（（保税蔵置場についての規定の準用））の規定により準用される法第45条（（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務））の規定の適用については、次による。 (1)指定保税地域に置かれている外国貨物が亡失し、又は滅却された場合における関税の納付義務は、当該貨物に係る貨物管理者が負うものとする。 (2) 2人以上の者が共同で貨物の管理を行っている場合においては、上記(1)の関税の納付義務は、共同で貨物を管理している者が連帯して負うものとする。	（指定法人等の所有に係る指定保税地域の借受者の納付義務） 41の2－1　法第41条の2（（保税蔵置場についての規定の準用））の規定により準用される法第45条（（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務））の規定の適用については、次による。 (1) 指定法人等の所有に係る指定保税地域に置かれている外国貨物が亡失し、又は滅却された場合における関税の納付義務は、その蔵置場所の借受者が負うものとする。 (2) 指定法人等の所有に係る指定保税地域を2人以上の者が共同で借り受けて運営している場合においては、上記(1)の場合における関税の納付義務は、その

新	旧
この場合において、税関に対する届出書類その他により亡失又は滅却された貨物の保管責任を有する貨物管理者がそのいずれかであることが明らかであるときは、その貨物管理者から関税を納付させるものとする。	指定保税地域を共同で借り受けている者が連帯して負うものとする。この場合において、税関に対する届出書類その他により亡失又は滅却された貨物の保管責任を有する借受者が明らかであるときは、その借受者から関税を納付させるよう運用するものとする。
（外国貨物を置くことの承認の申請手続） 43の3－2　法第43条の3第1項（（外国貨物を置くことの承認））の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。 (1)　蔵入承認の申請は、「輸入（納税）申告書」（C－5020）又は「輸入（納税）申告書」（C－5025－1及びC－5025－2）に令第36条の3第1項（（外国貨物を置くことの承認の申請））に規定する事項を記載し、その標題を「蔵入承認申請書」と訂正の上、3通（原本、承認書用、統計用）を提出することによつて行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。 (2)及び(3)　（省略）	（外国貨物を置くことの承認の申請手続） 43の3－2　法第43条の3第1項（（外国貨物を置くことの承認））の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。 (1)　蔵入承認の申請は、「輸入（納税）申告書」（C－5020）に令第36条の3第1項（（外国貨物を置くことの承認の申請））に規定する事項を記載し、その標題を「蔵入承認申請書」と訂正の上、3通（原本、承認書用、統計用）を提出することによつて行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。 (2)及び(3)　（同左）
第3節　保税蔵置場	第3節　保税蔵置場
（保税蔵置場に対する処分の基準等） 48－1　保税蔵置場について、法第48条第1項（（許可の取消し等））の規定に基づく処分を行おうする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。 (1)　（省略） (2)　法第48条第1項第2号に基づく処分 イ　被許可者又は被許可者である法人の役員等が法の規定に違反した場合 (ｲ) 処分は、被許可者又は被許可者である法人の役員等（被許可者の代理人又は支配人その他の主要な従業者を含む。以下この項において同じ。）が法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合に、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について行うものとする。 (ﾛ) 処分は、原則として被許可者が法第43条第2号に、又は被許可者である法人の役員等が同条第4号に係る同条第2号に該当することとなった後、遅滞なく行うものとする。 (ﾊ)及び(ﾆ)（省略） ロ～ニ（省略） (3)　処分の通知等 上記(1)及び(2)の規定により処分を行う場合には、それぞれの理由を明記し	（保税蔵置場に対する処分の基準等） 48－1　保税蔵置場について、法第48条第1項（（許可の取消し等））の規定に基づく処分を行おうする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。 (1)（同左） (2)　法第48条第1項第2号に基づく処分 イ　被許可者である法人の役員等が法の規定に違反した場合 (ｲ) 処分は、被許可者である法人の役員等（被許可者の代理人又は支配人その他の主要な従業者を含む。以下この項において同じ。）が法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合に、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について行うものとする。 (ﾛ) 処分は、原則として被許可者である法人の役員等が法第43条第4号に係る同条第2号に該当することとなった後、遅滞なく行うものとする。 (ﾊ)及び(ﾆ)（同左） ロ～ニ（同左） (3)　処分の通知等 上記(1)及び(2)の規定により処分を行う場合には、それぞれ理由を明示して

新	旧
た書面に後記 89－6 の(3)による「不服申立て等について」（Ｃ－7009）を添付し、被許可者に書留郵便で通知するものとする。 また、これらの処分をしたとき（上記(1)及び(2)イの規定に基づく処分である場合には、上記(1)ホ（上記(2)イ(ニ)において準用する場合を含む。）の規定により処分を行わなかった場合を含む。）は、「保税地域処分報告(通報)書」（Ｃ－3191）により本省に報告するとともに、他の税関に通報するものとし、当該通報書については、これを 3 年間保存するものとする。 なお、通報及び保存については、電子媒体により行って差し支えない。 (4)及び(5)（省略）	保税蔵置場の許可を受けている者に書留郵便で通知するものとする。 また、これらの処分をしたとき（上記(1)及び(2)イの規定に基づく処分である場合には、上記(1)ホ（上記(2)イ(ニ)において準用する場合を含む。）の規定により処分を行わなかった場合を含む。）は、「保税地域処分報告(通報)書」（Ｃ－3191）により本省に報告するとともに、他の税関に通報するものとし、当該通報書については、これを 3 年間保存するものとする。 なお、通報及び保存については、電子媒体により行って差し支えない。 (4)及び(5)（同左）
別表 1 （本表の適用方法）（省略） （留意事項）（省略）	別表 1 （本表の適用方法）（同左） （留意事項）（同左）

非　違　の　態　様	基礎点数 10 件以下
禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ①及び②（省略） ③　保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと（法第 37 条第 1 項、法第 40 条第 1 項（法第 49 条において準用する場合を含む。）、法第 42 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 62 条の 2 第 3 項、法第 62 条の 8 第 1 項）。 ④（省略） ⑤　承認を受けることなく、外国貨物を滅却すること（法第 45 条第 1 項ただし書（法第 41 条の 3、第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。 ⑥　許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第 40 条第 2 項（法第 49 条において準用する場合を含む。））。 ⑦～⑫（省略）	3
税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。 ①（省略）	2

非　違　の　態　様	基礎点数 10 件以下
禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ①及び②（同左） ③　保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと（法第 49 条において準用する法第 40 条第 1 項、法第 42 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 62 条の 2 第 3 項、法第 62 条の 8 第 1 項）。 ④（同左） ⑤　承認を受けることなく、外国貨物を滅却すること（法第 45 条第 1 項ただし書（法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。 ⑥　許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第 49 条において準用する法第 40 条第 2 項）。 ⑦～⑫（同左）	3
税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。 ①（同左）	2

新	旧
②　指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をすること（法第 34 条の 2、法第 61 条の 3（法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。））。	②　保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をすること（法第 34 条の 2、法第 61 条の 3（法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。））。
③～⑪（省略）	③～⑪（同左）

別表 2（省略）
別表 3

罰条	（省略）	法第 116 条	法第 117 条
点数	（省略）	8	処罰の根拠となった左記罰条の点数

第 4 節　保税工場

（輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用）

62－7　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項又は第 2 項（（保税工場において保税作業をする場合等の内国消費税特例））に該当する貨物についての同条第 11 項（（帳簿への記載義務））の規定による記帳は、令第 50 条（（記帳義務））の規定による記帳をもって兼ねさせて差し支えないものとする。また、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 16 条第 10 項（（消費税課税物品使用者の報告書類の提出義務））に規定する書類の提出は、保税作業終了届又は加工製造等報告書に不足事項（加工製造等報告書については、価額）を追記して提出することにより行わせて差し支えないものとする。この場合においては、提出書類の件名の下に「輸徴法第 16 条第 10 項兼用」と併記させる。

第 5 節　保税展示場

（外国貨物の保税展示場への保税運送手続等）

62 の 3－2　外国貨物を、その到着した港又は保税展示場以外の保税地域から保税展示場へ保税運送する場合の手続等については、次による。

(1) 前記 62 の 3－1（展示等の承認の手続等）に規定する手続を保税展示場において行う場合の保税運送の申告は、「展示等申告書（運送申告書）」（C－3340）又は「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C－4000）のいずれかを使用し、3 通（原本、運送承認用、到着証明用）を提出して行わせるものとする。

別表 2（同左）
別表 3

罰条	（同左）	法第 116 条
点数	（同左）	8

第 4 節　保税工場

（輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用）

62－7　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項又は第 2 項（（保税工場において保税作業をする場合等の内国消費税特例））に該当する貨物についての同法第 16 条第 9 項（（帳簿への記載義務））の規定による記帳は、令第 50 条（（記帳義務））の規定による記帳をもって兼ねさせて差し支えないものとする。また、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 16 条第 8 項（（消費税課税物品使用者の報告書類の提出義務））に規定する書類の提出は、保税作業終了届又は加工製造等報告書に不足事項（加工製造等報告書については、価額）を追記して提出することにより行わせて差し支えないものとする。この場合においては、提出書類の件名の下に「輸徴法第 16 条第 8 項兼用」と併記させる。

第 5 節　保税展示場

（外国貨物の保税展示場への保税運送手続等）

62 の 3－2　外国貨物を、その到着した港又は保税展示場以外の保税地域から保税展示場へ保税運送する場合の手続等については、次による。

(1) 前記 62 の 3－1（展示等の承認の手続等）に規定する手続を保税展示場において行う場合の保税運送の申告は、「展示等申告書（運送申告書）」（C－3340）又は「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C－4000）のいずれかを使用し、3 通（原本、運送承認用、到着証明用）を提出して行わせるものとする。

新	旧
なお、当該保税運送の申告の際に仕入書及び包装明細書等が不備のため到着物品の明細が不明の場合又は各種物品が同一の梱包に含まれている場合等使用区分ごとの申告が困難な場合においては、便宜、包括的な品名により申告を認めて差し支えない。この場合において、当該貨物が保税展示場に到着した後、展示等の申告前に開梱を行わせ、新たに包装明細書２通を作成の上、その包装明細書に基づき直ちに展示等の申告を行わせるものとする。	なお、当該保税運送の申告の際に仕入書及び包装明細書等が不備のため到着物品の明細が不明の場合又は各種物品が同一の梱包に含まれている場合等使用区分ごとの申告が困難な場合においては、便宜、包括的な品名により申告を認めて差し支えない。この場合において、当該貨物が保税展示場に到着した後、展示等の申告前に「貨物取扱届」（Ｃ－3100）を税関に提出して開梱を行わせ、新たに包装明細書３通を作成の上、１通を保税担当部門に提出させ、その包装明細書に基づき直ちに展示等の申告を行わせるものとする。
(2)及び(3)（省略）	(2)及び(3)（同左）
第６節　総合保税地域	第６節　総合保税地域
（総合保税地域の許可の申請手続） 62の8－6　令第51条の9（(総合保税地域の許可の申請)）の規定による総合保税地域の許可の申請は、「総合保税地域許可申請書」（Ｃ－3500）１通（税関支署を経由する場合には、２通）を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを許可したときは、「総合保税地域許可書」（Ｃ－3510)を申請書に交付するものとする。 なお、新たに総合保税地域の許可をしようとするときは、あらかじめ本省に報告するものとする。	（総合保税地域の許可の申請手続） 62の8－6　令第51条の9（(総合保税地域の許可の申請)）の規定による総合保税地域の許可の申請は、「総合保税地域許可申請書」（Ｃ－3500）１通（税関支署を経由する場合には、２通）を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを許可したときは、「総合保税地域許可書」（Ｃ－3510)を申請書に交付するものとする。 なお、新たに総合保税地域の許可をしようとするときは、公益的観点から総合的な調整を行う必要があるので、あらかじめ本省にりん議するものとする。
（許可の際に付する条件） 62の8－8　総合保税地域の許可をするに際しては、令第51条の15（(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)）で準用される令第 35 条第 3 項（(許可に際しての条件)）の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1)及び(2)（省略） (3) 貨物管理者は、総合保税地域内における貨物管理業務に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して２年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件 (4)及び(5)（省略）	（許可の際に付する条件） 62の8－8　総合保税地域の許可をするに際しては、令第51条の15（(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)）で準用される令第 35 条第 3 項（(許可に際しての条件)）の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1)及び(2)（同左） (3) 被許可者及び貨物管理者は、総合保税地域内における貨物管理業務に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件 (4)及び(5)（同左）
第５章　運送	第５章　運送
（輸出又は積戻し貨物の運送） 63－16　輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。	（輸出又は積戻し貨物の運送） 63－16　輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。

新	旧
(1)　「輸出申告書（積戻しする場合は積戻し申告書）」（C－5010 又はC－5015－2）又は後記 67－2－3（AirWaybill 等による輸出申告）による場合は「航空貨物簡易輸出申告書（搬出入届・運送申告書）」（C－5210）の「保税運送」の欄に運送についての所要の事項を記入させ運送申告書の提出に代えるものとする。	(1)　「輸出申告書（積戻しする場合は積戻し申告書）」（C－5010）又は後記 67－2－3（AirWaybill 等による輸出申告）による場合は「航空貨物簡易輸出申告書（搬出入届・運送申告書）」（C－5210）の「保税運送」の欄に運送についての所要の事項を記入させ運送申告書の提出に代えるものとする。
(2)～(7)　（省略）	(2)～(7)　（同左）
（包括保税運送の承認要件） 63－22　次に掲げるすべての要件を充足し、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。 (1)及び(2)（省略） (3) 運送される貨物が次に掲げるいずれかに該当するものであること。 イ～ニ（省略） ホ　運送される貨物が特定されているもの（関税率表の類程度） ただし、外国貿易船から直接運送される貨物（令第 15 条第 1 項第 2 号（（積卸について呈示しなければならない書類））に規定する船卸票が発給される貨物を除く。）を除く。 ヘ（省略）	（包括保税運送の承認要件） 63－22　次に掲げるすべての要件を充足し、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。 (1)及び(2)（同左） (3) 運送される貨物が次に掲げるいずれかに該当するものであること。 イ～ニ（同左） ホ　運送される貨物が特定されているもの（関税率表の類程度） ただし、次に掲げる貨物を除く。 (ｲ) 貴石、貴金属、毛皮製品 (ﾛ) ばら積みで運送される有税品 (ﾊ) 外国貿易船から直接運送される貨物（令第 15 条第 1 項第 2 号（（積卸について呈示しなければならない書類））に規定する船卸票が発給される貨物を除く。） ヘ（同左）
第 6 章　通関	第 6 章　通関
第 1 節　一般輸出通関	第 1 節　一般輸出通関
（輸出申告の効力の発生時期並びに輸出申告書の受理及び審査） 67－1－1　法第 67 条((輸出又は輸入の許可))に規定する輸出申告は、税関がこれを受理した時にその効力を生ずる。 税関が輸出申告書を受理したときは、輸出申告書（C－5010 又はC－5015－2）下欄の「受理」欄に受理印（C－5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の下欄の「審査」欄に審査印（C－5000）を押なつする。	（輸出申告の効力の発生時期並びに輸出申告書の受理及び審査） 67－1－1　法第 67 条((輸出又は輸入の許可))に規定する輸出申告は、税関がこれを受理した時にその効力を生ずる。 税関が輸出申告書を受理したときは、申告書下欄の「受理」欄に受理印（C－5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の下欄の「審査」欄に審査印（C－5000）を押なつする。
（輸出申告の手続） 67－1－2　法第 67 条((輸出又は輸入の許可))に規定する輸出申告は、令第 58 条((輸出申告の手続))に規定する「輸出申告書」（C－5010）又は「輸出申告書」（C－5015－1 及びC－5015－2）3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出	（輸出申告の手続） 67－1－2　法第 67 条((輸出又は輸入の許可))に規定する輸出申告は、令第 58 条((輸出申告の手続))に規定する「輸出申告書」（C－5010）3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出して行わせる。但し、外国貿易等に関する統計基本通

新

して行わせる。但し、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号、以下この章において「統計基本通達」という。）の 21－2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物((同中(14)（金貨及び貨幣用金）に掲げるものを除く。)については、統計用の提出を要しない。

（他法令による許可、承認等の確認）

70－1－1　輸出貨物についての法第 70 条（(証明又は確認)）の規定の適用については、次による。

(1)及び(2)（省略）

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ．麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	（省略）	(1)～(4)（省略）
ロ．道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)	第 15 条の２(((輸出抹消登録)) 第 16 条（(一時抹消登録)) 第 69 条の２(((解体等又は輸出に係る届出))	第 15 条の２第２項の規定により国土交通大臣が交付する輸出抹消仮登録証明書 第 16 条第６項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書 第 69 条の２第４項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書

(3)（省略）

第 2 節　特殊輸出通関

（少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告）

67－2－2　少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告については、次による。

(1)　前記 67－2－1 に掲げる貨物については、「輸出申告書」（C－5010 又はC－5015－2）の記載事項のうち統計品目番号の記載を要しない。

(2)～(4)　（省略）

（船舶の改装、修理のために使用する資材の輸出手続等）

67－2－9　外国籍船舶の改装又は修理のため使用する資材等の輸出手続について

旧

達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号、以下この章において「統計基本通達」という。）の 21－2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物((同中(14)（金貨及び貨幣用金）に掲げるものを除く。)については、統計用の提出を要しない。

（他法令による許可、承認等の確認）

70－1－1　輸出貨物についての法第 70 条（(証明又は確認)）の規定の適用については、次による。

(1)及び(2)（同左）

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ．麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	（同左）	(1)～(4)（同左）
ロ．道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)	第 15 条の２(((輸出抹消登録)) 第 16 条（(一時抹消登録)) 第 62 条の２(((解体等又は輸出に係る届出))	第 15 条の２第２項の規定により国土交通大臣が交付する輸出抹消仮登録証明書 第 16 条第６項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書 第 62 条の２第４項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書

(3)　（同左）

第 2 節　特殊輸出通関

（少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告）

67－2－2　少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告については、次による。

(1)　前記 67－2－1 に掲げる貨物については、「輸出申告書」（C－5010）の記載事項のうち統計品目番号の記載を要しない。

(2)～(4)　（同左）

（船舶の改装、修理のために使用する資材の輸出手続等）

67－2－9　外国籍船舶の改装又は修理のため使用する資材等の輸出手続について

新	旧
は、次による。 (1)及び(2)　（省略） (3)　修理、改装用資材の輸出又は積戻しの申告は、造船所から「輸出申告書」（C－5010）又は「輸出申告書」（C－5015－1 及びC－5015－2）3 通（統計計上分を含む。）に「修理、改装用資材明細書（仕入書兼用）」（C－5215）2 通（原本、交付用）を添付させて管轄税関官署の通関部門に提出させることにより行わせる。この場合において、品名は、修理、改装用資材のうち主要なものについて記載させ、その他のさ細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積りにより数量及び価格（仕入価格）を記載させて差し支えない。 (4)～(6)　（省略）	は、次による。 (1)及び(2)　（同左） (3)　修理、改装用資材の輸出又は積戻しの申告は、造船所から「輸出申告書」（税関様式C5010 号）3 通（統計計上分を含む。）に「修理、改装用資材明細書（仕入書兼用）」（C－5215）2 通（原本、交付用）を添付させて管轄税関官署の通関部門に提出させることにより行わせる。この場合において、品名は、修理、改装用資材のうち主要なものについて記載させ、その他のさ細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積りにより数量及び価格（仕入価格）を記載させて差し支えない。 (4)～(6)　（同左）
第 3 節　一般輸入通関	第 3 節　一般輸入通関
（輸入申告の手続） 67－3－2　法第 67 条に規定する輸入申告の手続は、次による。 (1)　特例申告に係る指定貨物以外の場合 前記 7－4（特例申告を除く納税申告の方法）の規定に基づき「輸入（納税）申告書」（C－5020）又は「輸入（納税）申告書」（C－5025－1 及びC－5025－2）3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせる。ただし、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号、以下この章において「統計基本通達」という。）の 21－2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物((同中(14)（金貨及び貨幣用金）に掲げるものを除く。)については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする 1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を 1 つ物品として取りまとめたものをいう。）の価格が 20 万円を超えるものを除き、統計用の提出を要しない。税関がこれを受理したときは、申告書（C－5020 又はC－5025－2）下欄の「受理」欄に受理印（C－5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C－5000）を押なつする。 (2)　特例申告に係る指定貨物の場合 「輸入（納税）申告書」（C－5020）又は「輸入（納税）申告書」（C－5025－1）の標題を「輸入（引取）申告書」と訂正のうえ上部余白に「㊟」と朱書きし、令第 59 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせ、統計用の提出については、前記(1)ただし書の規定を準用する。税関がこれを受理したときは、申告書（C－5020 又はC－5025－2）下欄の「受理」欄に受理印（C－5000）を押なつし、その審	（輸入申告の手続） 67－3－2　法第 67 条に規定する輸入申告の手続は、次による。 (1)　特例申告に係る指定貨物以外の場合 前記 7－4（特例申告を除く納税申告の方法）の規定に基づき「輸入（納税）申告書」（C－5020）を税関に提出することにより行わせる。ただし、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号、以下この章において「統計基本通達」という。）の 21－2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物((同中(14)（金貨及び貨幣用金）に掲げるものを除く。)については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする 1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を 1 つ物品として取りまとめたものをいう。）の価格が 20 万円を超えるものを除き、統計用の提出を要しない。 (2)　特例申告に係る指定貨物の場合 「輸入（納税）申告書」（C－5020）の標題を「輸入（引取）申告書」と訂正のうえ上部余白に「㊟」と朱書きし、令第 59 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせ、統計用の提出については、前記(1)ただし書の規定を準用する。税関がこれを受理したときは、当該申告書下欄の「受理」欄に受理印（C－5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C－

新

査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（Ｃ－5000）を押なつする。

（協定税率を適用する場合の原産地認定の方法）

68－3－7　協定税率の適用に当たつての貨物の原産地の認定の具体的な方法は、まず、第 61 条第１項第１号（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）の規定に基づき仕入書その他の書類の提出を求め、下記イ又はロによつて行い、これにより難い場合は、ハからホまでにより、これによつても、なお原産地が明らかでない場合又は協定税率の適用上特に問題があると認められる場合には、同項の規定に基づき原産地証明書の提出を求め、これにより認定を行う。

イ　仕入書その他の書類に記載された製造者名、商標等の表示

ロ　仕入書その他の書類に記載された原産地の表示（例えば、made in U.S.A、product of France 等の表示）

ハ　貨物の包装に付された国名、製造者名、商標等の表示（包装容器等が再使用されたもので、内容品の原産地を表示していないと認められる場合を除く。）

ニ　貨物に付されたﾗﾍﾞﾙ、ﾈｰﾑﾌﾟﾚｰﾄ、刻印、織込みﾏｰｸ等による国名、製造者名、商標等の表示

ホ 特定の国においてのみ生産される貨物については、当該国名を明らかにするに足りるその種類、性質及び形状

（他法令による許可、承認等の確認）

70－3－1　輸入貨物についての法第 70 条第１項又は第２項（(証明又は確認)）の規定の適用については、次による。

(1)～(3)（省略）

別表第１

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（省略）	（省略）	（省略）
ロ．輸入制限、禁止関係		
(ｲ)～(ﾁ)（省略）	（省略）	（省略）
(ﾘ) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）	第 12 条（(製造販売業の許可)） 第 13 条（(製造業の許可)） 第 83 条（(動物	輸入物品が動物用医薬品（第 83 条に規定する医薬品をいう。以下同じ。）である場合 (1) 第 12 条の規定に基づく製造販売業の許可を受けた者が輸入す

旧

5000）を押なつする。

（協定税率を適用する場合の原産地認定の方法）

68－3－7　協定税率の適用に当たつての貨物の原産地の認定の具体的な方法は、まず、第 61 条第１項第１号（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）の規定に基づき仕入書その他の書類の提出を求め、下記イ又はロによつて行い、これにより難い場合は、ハからホまでにより、これによつても、なお原産地が明らかでない場合又は貨物の仕出国及び従前の検査結果からみて、協定税率の適用上特に問題があると認められる場合には、同項の規定に基づき原産地証明書の提出を求め、これにより認定を行う。

イ　仕入書その他の書類に記載された製造者名、商標等の表示

ロ　仕入書その他の書類に記載された原産地の表示（例えば、made in U.S.A、product of France 等の表示）

ハ　貨物の包装に付された国名、製造者名、商標等の表示（包装容器等が再使用されたもので、内容品の原産地を表示していないと認められる場合を除く。）

ニ　貨物に付されたﾗﾍﾞﾙ、ﾈｰﾑﾌﾟﾚｰﾄ、刻印、織込みﾏｰｸ等による国名、製造者名、商標等の表示

ホ 特定の国においてのみ生産される貨物については、当該国名を明らかにするに足りるその種類、性質及び形状

（他法令による許可、承認等の確認）

70－3－1　輸入貨物についての法第 70 条第１項又は第２項（(証明又は確認)）の規定の適用については、次による。

(1)～(3)（同左）

別表第１

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（同左）	（同左）	（同左）
ロ．輸入制限、禁止関係		
(ｲ)～(ﾁ)（同左）	（同左）	（同左）
(ﾘ) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）	第 22 条第１項（(輸入販売業の許可)） 第 23 条（(準用)） 第 56 条（(販売、	(1) 動物用医薬品等（第 83 条に規定する医薬品等をいう。以下同じ。）である場合 イ．第 22 条に基づく輸入販売業の許可を受けた者が輸入する場合

新				旧			
		用医薬品等)) 第83条の2((動物用医薬品の製造及び輸入の禁止)) 動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第6条（(製造販売業の許可証の様式)) 第213条（(医薬品の製造及び輸入の禁止の例外))	る場合 イ．下記ロ及びハ以外の場合 動物用医薬品等取締規則第6条の規定により農林水産大臣が交付する「動物用医薬品製造販売業許可証」（同規則別記様式第3号）及び製造販売承認された品目を指定した「動物用医薬品製造販売承認指令書」又は承認指令書に代えて農林水産省消費･安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「動物用医薬品製造販売届出書」（同規則別記様式第22号） ロ．専ら他の動物用医薬品の製造の用に供されることが目的とされている動物用医薬品（以下「原薬」という。）の輸入をする場合 「動物用医薬品製造販売業許可証」 ハ．臨床試験用、試験研究用又は商品見本用として輸入する場合 農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「輸入確認願」 (2) 第12条の規定に基づく製造販売業の許可を受けていない者が輸入する場合 イ．同規則第213条各号に掲げる場合であって、次に掲げる場合には、農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされ			製造等の禁止)) 第57条第2項 第60条((準用)) 第62条((準用)) 第65条（(販売、製造等の禁止)) 第83条（(動物用医薬品等)) 第83条の2((動物用医薬品の製造及び輸入の禁止))	動物用医薬品等取締規則（昭和36年農林水産省令第3号）第19条の6（(準用)）において準用する同規則第4条（(許可証の様式)）の規定により農林水産大臣が交付する「動物用医薬品（医薬部外品、医療用具）輸入販売業許可証」（同規則別記様式第4号(2)に定める様式のもの）及び輸入することができる品目を指定した「動物用医薬品等輸入販売業許可指令書」若しくは「動物用医薬品等輸入許可指令書」又は許可指令書に代えて農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「輸入製品届出書」 ロ．第22条に基づく輸入販売業の許可を受けていない者が輸入する場合 同規則第75条（(医薬品の製造及び輸入の禁止の例外)）の各号に掲げる場合であって、次に掲げる場合には、農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「輸入確認願」 (ｲ) 臨床試験用、試験研究用、商品見本用又は展示用として輸入する場合 (ﾛ) 獣医師又は飼育動物診療施設を開設している法人が自己の診察に使用する目的で輸入する場合 (ﾊ) 同規則第8条の2の2（(対象動物の範囲)）に規定する対象動物（以下「対象動物」とい

新	旧
た「輸入確認願」 (ｲ)　臨床試験用、試験研究用又は商品見本用として輸入する場合 (ﾛ)　獣医師又は飼育動物診療施設を開設している法人が自己の診察に使用する目的で輸入する場合 (ﾊ)　同規則第 24 条（(対象動物の範囲)）に規定する対象動物以外の動物の所有者が当該動物に使用する目的で輸入する場合 (ﾆ)　国又は都道府県が家畜伝染病予防法第２条第１項（(定義)）に規定する家畜伝染病の診断又は予防に使用することを目的に生物学的製剤を輸入する場合 ロ．第 13 条に基づく製造業の許可を受けた者が原薬を輸入する場合 「動物用医薬品製造業許可証」（同規則別記様式第 10（1）号）	う。）の所有者が、当該対象動物に使用する目的で動物用医薬部外品又は動物用医療用具を輸入する場合 (ﾆ)　対象動物以外の動物の所有者が当該動物に使用する目的で輸入する場合 (ﾎ)　国又は都道府県が家畜伝染病予防法第２条第１項（(定義)）に規定する家畜伝染病の診断又は予防に使用することを目的に生物学的製剤を輸入する場合 (2)　輸入物品が動物用医薬品等以外のものである場合 医薬品等に係る提出書類は、原則として次の区分による。 イ．第 14 条第１項（(医薬品等の製造販売の承認)）の承認を要しない日本薬局方収載医薬品及び医療用具(工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 17 条第１項(（日本工業規格)）の日本工業規格品)並びに医薬部外品及び化粧品である場合には、同法施行規則（昭和 36 年厚生省令第１号）第 27 条（(準用)）において準用する同法施行規則第 15 条（(許可証の交付)）の規定により厚生労働大臣が交付する「輸入販売業許可証」（同法施行規則様式第９に定める様式のもの）及び「輸入品目変更（追加）許可書」 ただし、輸入販売業許可証又は輸入品目変更（追加）許可書に第 69 条（(立入検査等)）に基づく報告を求める旨記載されているも

新				旧			
							のについては「輸入製品届書」 ロ．第 14 条第１項の承認を要する医薬品及び医療用具である場合には、第 22 条及び第 23 条において準用する第 14 条第１項の規定により厚生労働大臣が交付する「輸入販売業許可証」、「輸入承認書」及び「輸入品目変更（追加）許可書」 ハ．臨床試験用である場合には、第 80 条の２（（治験の取扱い））の規定に基づく「治験計画届書」 ニ．上記イ、ロ及びハに掲げるものであって輸入販売業許可証等を取得していないものである場合には、厚生労働省薬事監視員により「確認済」の印の押なつされた「医薬品等輸入報告書」が輸入者から輸入申告の際に提出されることとなっているので、その確認をもって第 22 条又は第 23 条において準用する第 18 条（（製造品目の変更等の許可））に規定する許可の確認に代える。 ホ．医薬品等製造業者が、第 14 条第１項の承認を受けた医薬品等又は同法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 15 条（（輸出用医療品等に関する特例））の規定に基づく届出を行った医薬品等の再輸入を行う場合には、同法施行令第４条（（製造販売業の許可証の交付等））の規定により厚生労働大臣が交付する「製造業許可証」、「製造承認書」又は「輸出用製造届書」及び「製造品目変更（追加）許可書」

新旧対照表　　（関税法基本通達）

新			旧		
（省略）	（省略）	（省略）	（同左）	（同左）	（同左）

別表第 2

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ.～ヘ（省略） ト.　薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号)	（省略） 第 12 条（(製造販売業の許可)） 第 13 条（(製造業の許可)） 第 14 条（(医薬品等の製造販売の承認)） 薬事法施行施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号） 第 94 条（(製造販売のための医薬品等の輸入に係る届出)） 第 95 条（(製造のための医薬品等の輸入に係る届出)） 第 265 条（(輸出品に関する届出)）	（省略） 輸入物品が動物用医薬品等以外の医薬品等である場合 (1) 下記(2)及び(3)以外の場合 イ．第 12 条により製造販売業許可を受けている業者が第 14 条の承認（届出）を受けた品目を輸入する場合 規則第 94 条の規定に基づく「製造販売用輸入届書」（様式第 50）及び当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（様式第 51（1）） ロ．第 13 条により製造業許可を受けている業者が製造するために輸入する場合 規則第 95 条の規定に基づく「製造用輸入届書」（様式第 52）及び当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（様式第 51（2）） (2) 輸出するために輸入する場合 イ．第 12 条により製造販売業許可を受けている業者が第 14 条の承認（届出）を受けた品目を輸出するために輸入する場合 規則第 265 条の規定に基づく「輸出用輸入届書」（様式第 114）及び当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（様式第 6） ロ．第 13 条により製造業許可を受けている業者が輸出するために

別表第 2

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ.～ヘ（同左） （新設）	（同左） （新設）	（同左） （新設）

新				旧			
			に輸入する場合 規則第265条の規定に基づく「輸出用製造・輸入届書」（様式第114）及び当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（様式第6） (3) 再輸入する場合 イ．第12条により製造販売業許可を受けている業者が外国製造製品を再輸入する場合 当初の輸入の際の規則第94条の規定に基づく「製造販売用輸入届書」、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（様式第51（1））及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。） ロ．第13条により製造業許可を受けている業者が外国製造製品を再輸入する場合 当初の輸入の際の規則第95条の規定に基づく「製造用輸入届書」、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（様式第51（2））及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む） ハ．第12条により製造販売業許可を受けている業者が国内製造製品を再輸入する場合 規則第265条の規定に基づく「輸出用製造届書」、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（様式第6）及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類				

新	旧
を含む。） ニ．第 13 条により製造業許可を受けている業者が国内製造製品を再輸入する場合 規則第265条の規定に基づく「輸出用製造届書」、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（様式第6）及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。）	
第7章　収容及び留置	第7章　収容及び留置
（収容しない貨物） 79－4　定率法第21条第1項各号（（輸入禁制品））に掲げる物品（公売することにより結果的に同項第9号に該当することとなるものを含む。）、他の法令により輸入が禁止されているもの及び収容しようとする貨物の売却代金が収容に要する費用等を超える見込みがないものについては、上記79－1から79－3までの規定にかかわらず、原則として、収容を行わないものとする。	（収容しない貨物） 79－4　定率法第21条第1項第1号から第5号（（輸入禁制品））に掲げる物品（公売することにより結果的に同条第 1 項第 5 号に該当することとなるものを含む。）、他の法令により輸入が禁止されているもの及び収容しようとする貨物の売却代金が収容に要する費用等を超える見込みがないものについては、上記79－1から79－3までの規定にかかわらず、原則として、収容を行わないものとする。
第8章不服申立て	第8章不服申立て
（不服申立て等についての教示） 89－6　行政不服審査法第57条第1項（（審査庁等の教示））及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項（（取消訴訟等に関する事項の教示））に規定する教示については、次による。 (1)及び(2)　（省略） (3)　当該教示については、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれに掲げる書面を当該処分に係る通知書に添付することにより行うものとする。 イ　関税の確定若しくは徴収に関する処分　「不服申立て等について」（C－7007） ロ　関税定率法第21条第3項（（輸入禁制品に該当する旨の通知））の規定による通知　「不服申立て等について」（C－7008） ハ　その他の当該教示を行うべき処分　「不服申立て等について」（C－7009）	（不服申立てについての教示） 89－6　行政不服審査法第57条第1項（（審査庁等の教示））に規定する教示については、次による。 (1)及び(2)　（同左） (3)　当該教示については、書面で行うこととし、その場合における記載は、次による。 イ　処分書の処分本文の次又は処分書の末尾になお書き「不服申立てについて」の見出しをつけること等により、次の文言を記入する。 この処分（注 1）について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 2 月以内に税関長（注 2）に対して異議申立てをすることができます。 ロ　上記イの注については、つぎによる。 （イ）　注1の「処分」については、処分の内容により「決定」「通知」等の

新	旧
	当該処分の名を記入する。 （ロ）　注２の「税関長」については「○○税関長」と明記する。
（異議申立てについて決定する場合の教示） 89－8　行政不服審査法第 47 条第 5 項（（異議申立てについて決定する場合の教示））及び行政事件訴訟法第 46 条第１項に規定する教示は、異議申立てについての決定の内容が、当該異議申立ての全部を認容したものであるときは行わないこととし、当該異議申立てを却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該異議申立てに係る処分を変更したものであるときは行うこととする。 　なお、教示を行う場合は、「決定書」（C－7010）の末尾に次の文言を記入する。 　「不服申立てについて」この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して１月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関３丁目１番１号）に対して審査請求をすることができます。 　「決定の取消訴訟について」 イ　手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。 ロ　この決定に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。 ハ　この決定に係る取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したときは、提起することができません。	（異議申立てについて決定する場合の教示） 89－8　行政不服審査法第 47 条第 5 項（（異議申立てについて決定する場合の教示））に規定する教示は、異議申立てについての決定の内容が、当該異議申立ての全部を認容したものであるときは行わないこととし、当該異議申立てを却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該異議申立てに係る処分を変更したものであるときは行うこととする。 　なお、教示を行う場合は、「決定書」（C－7010）の末尾に次の文言を記入する。 　「不服申立てについて」この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して１月以内に財務大臣（東京都千代田区霞ヶ関３丁目１番１号）に対して審査請求をすることができます。
（一括決定した場合の教示の方法） 89－9　前記 89－5（国税通則法による異議申立てとの併合）により一括して決定を行った場合の行政不服審査法第 47 条第 5 項、国税通則法第 84 条第 6 項（（決定についての教示））及び行政事件訴訟法第 46 条第１項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。 (1)　決定書に記載する教示文言は次による。 　「不服申立てについて」　この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次により審査請求をすることができます。 　イ及びロ　省略 　「決定の取消訴訟について」 　イ　手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判	（一括決定した場合の教示の方法） 89－9　前記 89－5（国税通則法による異議申立てとの併合）により一括して決定を行った場合の行政不服審査法第 47 条第 5 項及び国税通則法第 84 条第 6 項（（決定についての教示））に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。 (1)　決定書に記載する教示文言は次による。 　この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次により審査請求をすることができます。 　イ及びロ　同左

新	旧
所に対して決定の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。 ロ　この決定に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。 ハ　この決定に係る取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したときは、提起することができません。 (2)　（省略）	(2)　（同左）
第９章　雑則	第９章　雑則
（承認申請手続等） 94－2　前記７の９－2(承認手続等)、７の９－3(取りやめの届出手続等)、７の９－4(変更の届出手続等)の(1)及び(2)､７の９－5(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)、７の９－6(承認の取消し等)の(1)及び(2)、７の９－7(ＣＯＭによる保存等の取扱い)並びに７の９－8(新たに特例輸入者となつた者についての取扱い)の規定は、法第94条第１項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、７の９－2中「法第７条の９第２項」とあるのは「法第94条第２項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第１項に規定する者が」と、「７の９－4」とあるのは「94－2において準用する７の９－4」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については､いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第１条の２」とあるのは「第８条」と、「新たに特例輸入者となつた者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「７の９－8（新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「94－2において準用する７の９－8（新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、７の９－3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第１項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の	（承認申請手続等） 94－2　前記７の９－2(承認手続等)、７の９－3(取りやめの届出手続等)、７の９－4(変更の届出手続等)の(1)及び(2)､７の９－5(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)、７の９－6(承認の取消し等)の(1)及び(2)、７の９－7(ＣＯＭによる保存等の取扱い)並びに７の９－8(新たに特例輸入者となつた者についての取扱い)の規定は、法第94条第１項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、７の９－2中「法第７条の９第２項」とあるのは「法第94条第２項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第１項に規定する者が」と、「７の９－4」とあるのは「94－2において準用する７の９－4」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については､いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第１条」とあるのは「第８条」と、「新たに特例輸入者となつた者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「７の９－8（新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「94－2において準用する７の９－8（新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、７の９－3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第１項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の

新	旧
窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出をうけた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9―4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9―5中「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9―6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9―7中「7の9―2」とあるのは「94―2において準用する7の9―2」と、7の9―8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となつた日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。 （臨時開庁の承認手続） 98―1　法第98条第1((臨時開庁))の規定による臨時開庁の承認手続については、次による。 (1)及び(2)　（省略） (3)　法第101条第5項の規定により臨時開庁手数料が軽減される事務は、令第87条第1項各号((手数料の軽減又は免除))に掲げられている事務であるが、同項第7号((証明書類の交付事務))に係る事務にあつては、 法第102条第1項の規定による証明書類の交付を受けようとする際、現に届出区域（後記101―3(1)に規定する届出区域をいう。(4)において同じ。）に所在する保税地域（法第30条第1項第2号((外国貨物を置く場所の制限))の規定により税関長が指定した場所を含む。(4)において同じ。)に置かれている貨物又は法第101条第5項に規定する「その他これに準ずる貨物」に係るものである場合に限るので留意する。	窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出をうけた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9―4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9―5中「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9―6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9―7中「7の9―2」とあるのは「94―2において準用する7の9―2」と、7の9―8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となつた日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。 （臨時開庁の承認手続） 98―1　法第98条第1((臨時開庁))の規定による臨時開庁の承認手続については、次による。 (1)及び(2)　（同左）

新	旧
(4)　法第 101 条第 5 項の規定の適用を受ける臨時開庁の承認申請があつた場合には、外国貨物若しくは輸出しようとする貨物又は法第 101 条第 5 項に規定するその他これに準ずる貨物が届出区域に所在する保税地域に蔵置されていることを確認するものとする。 (5)　臨時開庁承認申請があつた場合において、臨時開庁手数料の過不足があつた場合の取扱いは、次による。 イ　手数料令第 9 条((手数料の納付の時期及び方法等))に規定する方法により納付があつた場合 (ｲ)　印紙をもつて納付された手数料額が過大であつた場合は、直ちに過大額分を還付する。この場合の支出の科目は、歳出予算の財務省所管一般会計の組織：税関の「賠償償還及び払戻金」の目とする。 (ﾛ)　印紙をもつて納付された手数料額に不足があつた場合は、直ちに不足額分を収入印紙により納付させる。 ロ　手数料令第 14 条((手数料の予納又は前納))に規定する方法により納付があつた場合　通関情報処理システムの「手数料情報登録」業務により、適正な予納残高に訂正するものとする。	
（保税運送申告が予定数量により行われ、その数量訂正が執務時間外に行われた場合の臨時開庁について） 98－5（省略）	（原油、重油等の液状貨物に係る保税運送申告が予定数量により行われ、その数量訂正が執務時間外に行われた場合の臨時開庁について） 98－5（同左）
（保税蔵置場等許可手数料の滞納の場合の延滞金） 100－17　手数料令第2条((保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料))、第3条((保税工場の許可手数料))、第 4 条（(総合保税地域の許可手数料)）及び第 8 条第 1 項（(第一種製造工場の承認手数料)）に規定する手数料について、同令第 9 条第 3 項（(許可等手数料の納期限)）に定める納期限までに手数料の納付がなかった場合には、国の債権の管理等に関する法律(昭和 31 年法律第 114 号)第 33 条((延滞金に関する特則))の規定及び民法第 419 条（(金銭債務の特則)）の規定に基づき、法定利率により延滞金を徴収するものとする。	（保税蔵置場等許可手数料の滞納の場合の延滞金） 100－17　手数料令第2条((保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料))、第3条((保税工場の許可手数料))及び第 8 条第 1 項第 2 号((第一種製造工場の承認手数料))に規定する手数料について、同令第 9 条第 3 項（(許可等手数料の納期限)）に定める納期限までに手数料の納付がなかった場合には、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 33 条（(延滞金に関する特則)）の規定及び民法第 419 条（(金銭債務の特則)）の規定に基づき、法定利率により延滞金を徴収するものとする。
（保税蔵置場等許可手数料の滞納の場合の延滞金） 101－2（省略）	（保税蔵置場等許可手数料の滞納の場合の延滞金） 101－2（同左）
（臨時開庁手数料の軽減の届出手続） 101－3　令第 87 条の 2((臨時開庁手数料の軽減の手続等))の規定に基づく臨時開庁手数料の軽減を受けることができるための区域の届出（以下この項において「区域の届出」という。）の手続は、次による。	（新規）

新	旧
(1)　区域の届出は、「臨時開庁手数料軽減区域届出書」（Ｃ－8035）2 通（原本、交付用）に法第 101 条第 5 項第 2 号に規定する財務大臣が定める場合に該当する旨を明瞭に記載した書面（以下「添付書面」という。）を添付させ、当該届出書の届出区域欄に記載された区域（以下この項及び次項において「届出区域」という。）を管轄する税関官署（以下この項及び次項において「管轄官署」という。）を経由して当該管轄官署の本関（以下この項及び次項において「本関」という。）に提出することにより行わせる。また、本関においてこれを受理することとした場合には、うち 1 通（交付用）に受理印（Ｃ－5000）を押なつし、本関から届出を受け付けた管轄官署（以下この項において「受付官署」という。）を経由して届出者に交付する。この場合において、管轄官署が二以上あるときは、いずれかの管轄官署を経由して提出させるものとし、当該届出書の交付に際し、本関から受付官署以外の管轄官署に届出書の写しを送付するものとする。 (2)　区域の届出に係る届出書が本関に送付されたときは、本関において上記(1)の届出書及び添付書面に記載された内容に基づき、当該区域の届出が法第 101 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に規定する場合に該当するか否かの確認を行うものとする。また、当該確認を行うため必要がある場合には、届出区域の範囲を特定できる図面、届出区域に所在する外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬することができる港湾施設、空港施設その他貨物の流通のための施設の説明書、将来の臨時開庁承認の回数の見込みについて合理的な基礎の具体的な内容が明瞭に記載された資料などの当該確認の参考となる資料の提出を受付官署を経由して求めるものとする。 (3)　上記(1)及び(2)により区域の届出を受理した場合には、速やかに本関から関税局業務課に通知するものとする。 (4)　法第 101 条第 5 項に規定する「その他これに準ずる貨物」とは、次に掲げる貨物に該当するものをいう。 イ　届出区域に隣接する港域（届出区域に隣接する法第 96 条（(開港及び税関空港の港域)）に規定する開港のうち届出区域に面した港域をいい、京浜港及び大阪港にあつては、届出区域に隣接する港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく港湾区域のうち届出区域に面した区域をいう。以下同じ。）に所在する船舶に置かれている貨物のうち、法第 63 条第 1 項（(保税運送)）の規定により保税運送の承認を受けるもの、法第 66 条第 1 項（(内国貨物の運送)）の規定により外国貿易船に積んで本邦内の場所相互間を運送するため当該外国貿易船に積載されているもの及び令第 59 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)）の規定により税関長の承認を受けたもの ロ　届出区域に所在する税関空港に置かれている貨物のうち、法第 63 条第 1	

新	旧
項の規定により保税運送の承認を受けるもの、法第 66 条第 1 項の規定により外国貿易機に積んで本邦内の場所相互間を運送するため当該外国貿易機に積載されているもの及び令第 59 条の 3 第 1 項第 3 号（(到着即時輸入申告扱い)）の規定により税関長の承認を受けたもの及び旅客等が入国の際に携帯して法第 67 条（(輸出又は輸入の許可)）の規定による輸入の許可を受けることを予定していた貨物であつて、航空会社が航空機への搭載を誤つたこと等により輸入者の意に反して届出区域に所在する税関空港へ後送されたもの ハ　届出区域に所在する税関官署（税関検査場を含む。）構内に置かれた貨物 ニ　届出区域に隣接する港域又は届出区域に所在する税関空港に到着することが確実であると認められ、令第 59 条の 3 第 1 項第 4 号（(搬入前申告扱い)）の規定により税関長の承認を受けた貨物 (5) 令第 87 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「365 回以上あることが見込まれる場合」とは、区域の届出に係る届出書及び添付書面並びに併せて提出された資料等に示された合理的な基礎に基づいて、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、当該届出の日の属する年又はその年の翌年以後５年間における各年のいずれかの年において 365 回以上客観的に見込まれる場合をいう。 (6) 貿易の振興に資するため特に必要がある場合を定める件（平成 17 年 4 月財務省告示第 139 号）に規定する「講じられることが確実であること」とは、当該告示の第 1 号から第 3 号に規定する施策について、近い将来実施されることがその時期を含め決定している場合をいう。 （届出の公告） 101－4　令第 87 条の 2 第 3 項（(区域の届出の公告)）に規定する公告は、本関及び管轄官署の適宜の見やすい場所に届出を行つた地方公共団体の名称、届出区域の名称及び所在地、届出区域を管轄する税関官署の名称及び届出書を受理した日を掲示して行う。	（新規）